

## 森林づくりの費用負担を考える懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 今後の本県の森林づくりに関する基本理念や県の施策の基本的な方向性を示す琵琶湖森林づくり条例の制定に基づき、森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた具体的な施策を展開していくに当たっては、新たな財源の確保が必要である。

このため、新たな財源の確保のための費用負担のあり方について、幅広い観点から調査研究を行うことを目的として、森林づくりの費用負担を考える懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、森林づくりに関する費用負担のあり方について、必要な事項を審議するとともに、提言等を行うこととする。

### (委員)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者、その他必要と認められる者のうちから、7名以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

### (組織)

第4条 懇話会に、会長および副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長は、委員の互選によって決定する。

3 会長は、懇話会の会務を総括する。

4 副会長は、委員のうちから会長の指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 懇話会の事務は、琵琶湖環境部林務緑政課および総務部税務課において共同して処理するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。